

福生市保育の必要性の認定に関する条例の概要について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正がされ、それまで保育に欠ける事由により保育を実施していたものが、子ども・子育て支援法の定めによる事由により、保育の必要性の認定を行うこととされました。この保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定します。

	現行		新制度	変更内容
	「保育に欠ける」事由		「保育の必要性」の事由	
保育の実施に関する条例	対象者：保護者	➔	対象者：保護者	変更なし
	①居宅外就労		①就労（パートタイム・夜間など基本的にすべての労働）	統合
	②居宅内就労		②妊娠・出産	変更なし
	③妊娠・出産		③保護者の疾病・障害	変更なし
	④保護者の疾病・障害		④同居又は長期間入院等している親族の介護・看護	対象拡大
	⑤同居親族の介護・看護		⑤災害復旧	変更なし
	⑥災害復旧		⑦市長が認める前各号に類する状態にあること。	変更なし
保育の実施に関する条例施行規則	⑦市長が認める前各号に類する状態にあること。		⑥求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること	規則→条例
	①求職中		⑦就学（職業訓練含む）	規則→条例
	②就学		⑧育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	新規追加
	—		⑨虐待やDVのおそれがあること	新規追加
	—			

福生市保育の必要性の認定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性の認定基準)

第2条 保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中である、又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練

の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められること。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(福生市保育の実施に関する条例の廃止)

2 福生市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第8号）は、廃止する。